【規程番号　神女短Ⅳ－004】

神戸女子短期大学学科主任規程

（目　的）

第１条　この規程は、神戸女子短期大学に置かれる学科主任の任命及び任期等に関し必要な事項を定めるものとする。

（職　務）

第２条　学科主任は、学長の命を受け、短期大学部長や学科会議等との緊密な連携のもと、主として次の事項を統括する。

(1) 学科の企画運営に関する業務

(2) 学科の教育活動に関する事項の連絡調整

(3) 学科の人事に関する業務

(4) 学科の予算に関する業務

(5) 学科のその他必要な業務

２　学科主任は、自ら執行した業務結果について短期大学部長に報告するものとする。なお、報告を受けた短期大学部長は、必要に応じて学長又は学科主任と協議・調整の上、執行内容を変更することができる。

（任　命）

第３条　学科主任は、人格が高潔で、学識に優れた学科教授のうちから、学長が短期大学部長の意見を聴き、任命する。

（選考の時期）

第４条　学長は、次のいずれかに該当する場合に学科主任の選考を行う。

(1) 学科主任を新任するとき。

(2) 学科主任の任期が満了するとき。

(3) 学科主任の辞退の申出を学長が承認したとき。

(4) 学科主任が欠員になったとき。

（任期等）

第５条　学科主任の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

２　前条第３号又は第４号の規定に該当する場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（補　足）

第６条　この規程に定めるもののほか、学科主任の選考等に関し必要な事項は、学長が定める。

（改　廃）

第７条　この規程の改廃は、学科主任会議の意見を聴き、学長が行う。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2　この規程の施行日に任命する学科主任については、第３条の規定にかかわらず、学長が任命することにより短期大学部長の意見を聴いたものとみなす。